

伊東市地域防災計画

火 山 対 策 編

令和4年度修正

伊 東 市 防 災 会 議

目 次

第 1 節	伊豆東部火山群について	1
第 2 節	伊豆東部火山群災害予防計画	2
第 3 節	伊豆東部火山群災害対策計画	10

第1節 伊豆東部火山群について

1 伊豆東部火山群の特性

平成元年7月、伊東海岸沖合3.5kmで海底火山噴火が起きたことにより「伊豆東部火山群」として、平成2年6月、気象庁の常時観測火山に指定された。

伊豆東部火山群の活動は、最新でも約2千年以前であるため、特に噴火を示す記録はないが、市内には火山や火口が多く見られ、伊豆半島の東部から沖合にかけて、大室山をはじめとする多数の小型の火山が分布している。

伊豆東部火山群を構成する火山は、地下のマグマが上昇し、一度だけ噴火して山体を作り、次に噴火するときは同じ火口でなく全く別の場所から噴火する特徴を持つ、いわゆる「単成火山」である。

1978年以降現在まで、伊東市の沿岸から沖合にかけての領域（以下、「伊豆東部」）では繰り返しマグマの上昇が起こり、これに伴う群発的な地震活動が発生している。1989年7月には、直接的な被害はなかったが、伊東市沖約3kmの海底（手石海丘）で有史後、初めての噴火が起こり、2009年12月には最大震度5弱の活発な地震活動により、住家の一部損壊などの被害が発生している。

これまでは、「単成火山」である伊豆東部火山群の噴火口の特定は困難であったが、平成23年3月31日から噴火警戒レベル等が導入され、噴火想定域についても特定が可能となった。

そのため、噴火想定域を中心として、噴火に至る前兆現象であることが多い、群発地震、地殻の隆起や伸び、地下水の変化、地熱の上昇、火山性微動等の現象を早く覚知することができるなど、十分な警戒と監視を行っていくことが重要である。

2 伊豆東部火山群と伊豆半島ジオパーク

伊東市をはじめとする伊豆半島の各市町では、火山と地殻変動による伊豆半島の成り立ちを地域発展に結びつける「ジオパーク」の取り組みを行っている。

ジオパークは、地球科学的に見て重要な自然遺産を含む、自然に親しむための公園を指し、「大地の公園」とも言われている。

伊東市は、大室山、小室山、城ヶ崎海岸など、過去の火山活動によってできた自然遺産が数多くあり、まさに「大地の公園」である。

また、火山活動を抱えている地域の多くは、温泉をはじめとする“観光”と“防災”の両立が不可避であるが、それらを解決するため、ジオパークの取り組みは非常に有効であり、火山防災の方策の一つとして期待できるものである。

このようなことから、観光事業を含めたジオパーク関係者と密に連携を図ることは、火山災害に強い“観光地”になるため重要である。

第2節 伊豆東部火山群災害予防計画

伊豆東部火山群防災対策について、国、県、市、識者等が共同で協議するため、国の防災基本計画に基づき「伊豆東部火山群防災協議会」を平成24年3月に設置した。

平成28年2月に、活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域として指定されたことから、同年5月に同法に基づく「伊豆東部火山群防災協議会」（以下「協議会」という。）を設置した。

また、火山対策は、噴火の起こる状況や場所・規模により現象が著しく異なるため前兆現象をいち早くとらえることが重要である。

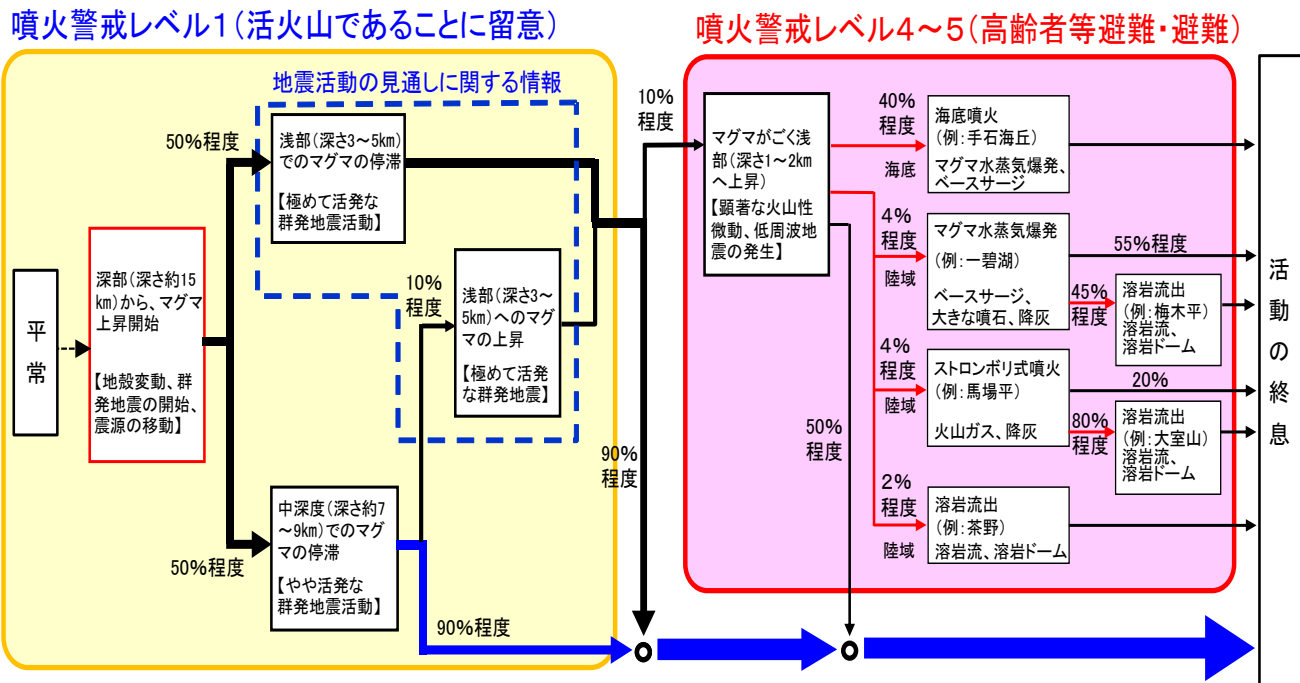
このことから、市は、前兆現象の観測・監視体制の強化充実を推進し、火山噴火を事前に察知し的確な情報を速やかに伝達できる体制を、協議会、各研究機関等と連携を図り、構築する。

計画の運用、平常時対策、災害応急対策については、別編「防災の手引き」や別に定めるものとする。

1 予想される活動等

伊豆東部火山群で想定される活動発生からの火山現象を、時間経過に伴う活動の推移を分岐させて表した火山現象の系統樹（別図1及び2：「伊豆東部火山群に関する火山現象系統樹1及び2」のとおり）を伊豆東部火山群の火山防災対策検討会で作成した。ただし、極めて可能性は低いが見込みに想定されていない火山現象が発生することも考えられるので、活動開始後は、気象庁等からの最新の情報に注意する必要がある。

（別図1）伊豆東部火山群に関する火山現象系統樹1

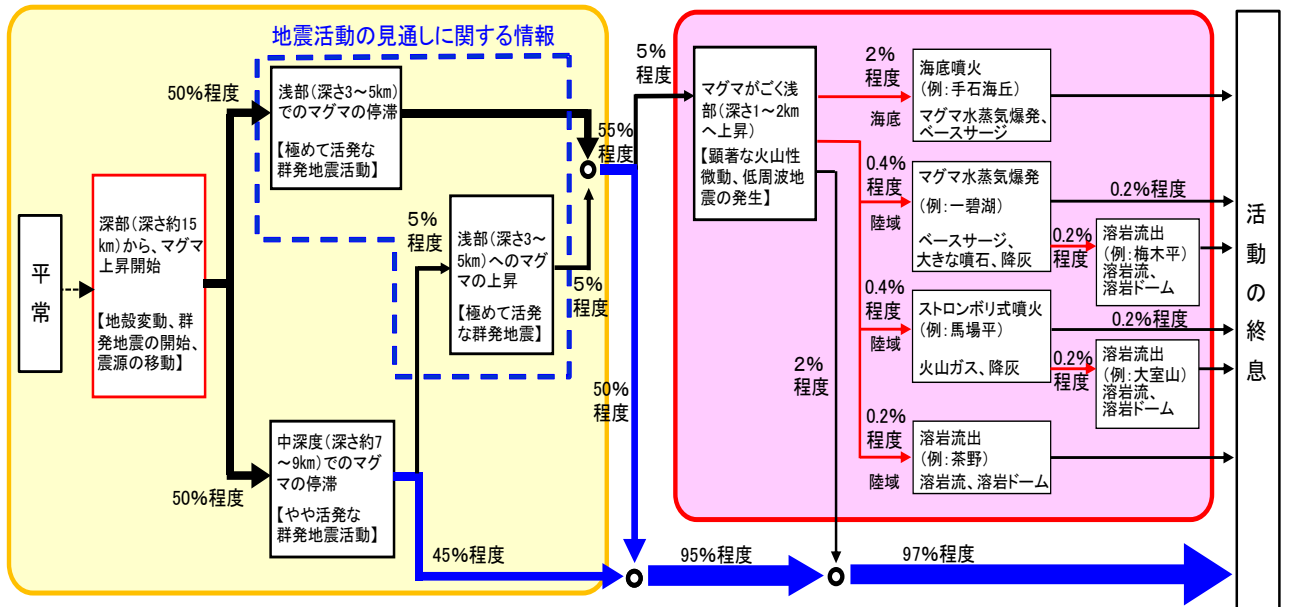


※パーセント(%)の数値は、火山現象の分かれ目に推移する確率の推定値を示している。この数値は、これまでの群発地震活動や、この地域の過去の噴火例、類似する火山の噴火例、火山学的な知見に基づき推定されたもので、概ねの目安を示している。

(別図2) 伊豆東部火山群に関する火山現象系統樹 2

噴火警戒レベル1(活火山であることに留意)

噴火警戒レベル4~5(高齢者等避難・避難)



※パーセント (%) の数値は、マグマ上昇直後 (左端) の時点で、それぞれの現象に推移する確率の推定値を全体に対する割合で示している。
 この数値は、これまでの群発地震活動や、この地域の過去の噴火例、類似する火山の噴火例、火山学的な知見に基づき推定されたもので、概ねの目安を示している。

2 火山現象の予警報の発表及び伝達系統

市では、これら情報等が、県等を通じて伝達された場合の伝達系統を定めておくものとする。

(1) 噴火予警報の発表と伝達

噴火予警報及び噴火警戒レベルは、気象庁火山監視・警報センターが気象業務法に基づき発表する。静岡地方气象台は発表された噴火予警報等を速やかに県に伝達し、県は伝達された噴火予警報等を市へ伝達する。また、噴火警報 (居住地域) は特別警報に位置づけられ、県から通知された市は住民への周知の措置が義務づけられる。

ア 噴火予警報及び噴火警戒レベル

(ア) 噴火予警報

あ 噴火警報：気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・警報センターが、居住地域等に重大な影響を及ぼす噴火活動の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称等で発表される。

い 噴火予報：気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・警報センターが火山活動が静穏 (平常) な状態が予想される場合に発表される。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表される。

(イ) 噴火警戒レベル

火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動などにより5段階に区分されたもので、噴火予警報に含めて発表される。

(ウ) 噴火警報・予報の名称、発表基準、噴火警戒レベル

名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル (キーワード)
噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口 側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火 が切迫している状態と予想される場 合	レベル5 (避難)
		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火 が発生する可能性が高まってきてい ると予想される場合	レベル4 (高齢者等避 難)
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住 地域近くまで の広い範囲の 火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及 ぼす噴火が発生すると予想される場 合	レベル3 (入山規制)
	火口から少し 離れた所まで の火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生 すると予想される場合	レベル2 (火口周辺規 制)
噴火予報	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏で ある場合その他火口周辺等において も影響を及ぼすおそれがない場合	レベル1 (活火山である ことに留意)

(エ) 伊豆東部火山群の噴火警戒レベル

伊豆東部火山群の噴火警戒レベル

名称	範囲 対象	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報（居住地域）または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・マグマ水蒸気爆発の発生により大きな噴石、ペースサージが居住地域に到達、あるいは切迫している [過去事例] 有史以降の事例なし ・海底噴火の発生 [過去事例] 1989年7月13日：18時33分の海底噴火 ・居住地域直下あるいは沿岸部で低周波地震、火山性微動の多発、顕著な火山性微動が発生し、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が切迫している [過去事例] 1989年7月11日：低周波地震の多発、顕著な火山性微動の発生
		4 (高齢者等 避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・地下浅部へのマグマの貫入により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が予想される ・低周波地震や火山性微動の増加、継続時間の長い火山性微動の発生、顕著な地殻変動 [過去事例] ・1989年7月10日：低周波地震の増加 ・1995年10月4日の継続時間の長い火山性微動の発生、低周波地震の増加
噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺 火口から少し離れた所までの火口周辺	※3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の高齢者等避難。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ※レベル2・3の発表については、原則、発表されないが、レベルを引き下げる過程で発表される場合がある。 </div>
		※2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	住民は通常の生活	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動は静穏 ・地下深部へのマグマの貫入による群発地震活動 [過去事例] 平成18(2006)年4月～5月：群発地震の発生、地殻変動 ・更に浅部に貫入したマグマによる活発な群発地震活動 [過去事例] 平成21(2009)年12月、平成元(1989)年7月浅部に貫入したマグマによる活発な群発地震活動 ・深海底での溶岩脱出（海面への影響はなし） [過去事例] ・1997年3月、1998年4～6月の群発地震等 ・有史以降の事例は知られていない

噴火警報（噴火警戒レベル4、5）は、特別警報に位置付けられる。

(オ) その他の火山現象に関する予報

あ 降灰予報

(あ) 降灰予報（定時）

- a 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間毎）に発表。
- b 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

(い) 降灰予報（速報）

- a 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。
- b 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。
- c 事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5分～10分程度で）発表。
- d 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

(う) 降灰予報（詳細）

- a 噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表。
- b 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。
- c 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。
- d 降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。
- e 降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表。
- f 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供。

い 降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm 以上
やや多量	0.1mm 以上 1 mm 未満
少量	0.1mm 未満

う 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報

(カ) 火山現象に関する情報等

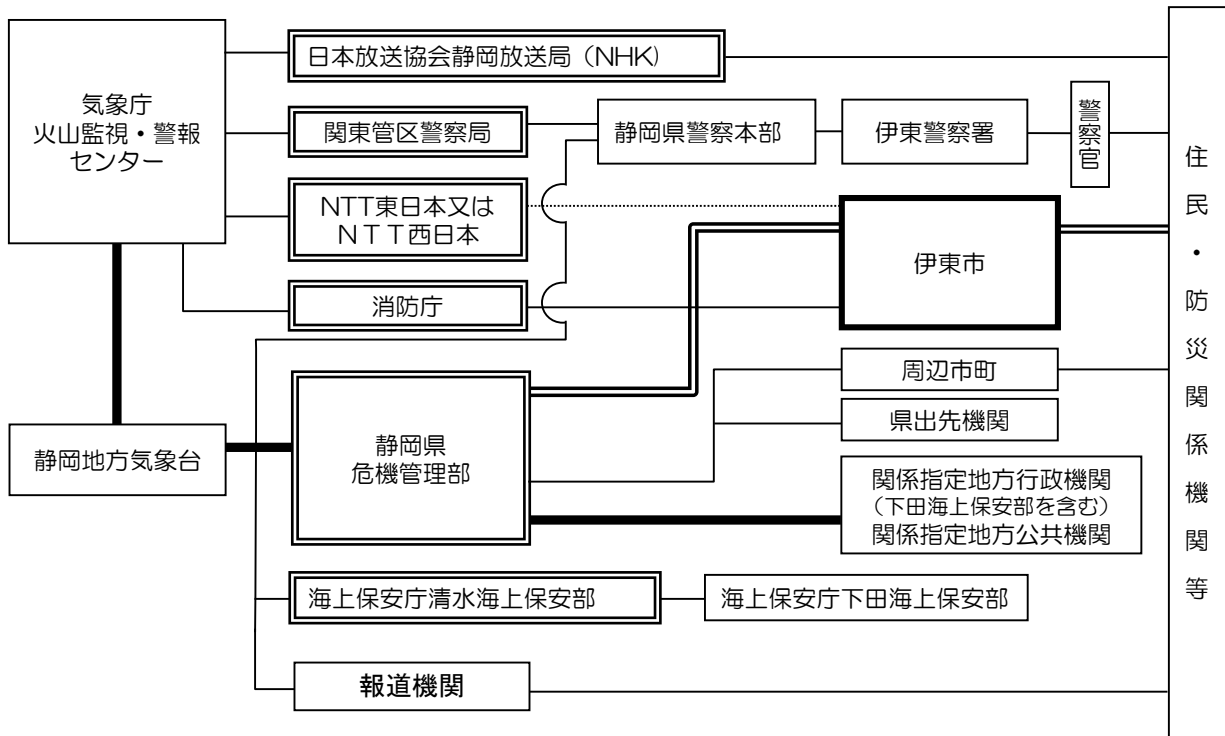
情報の種類	内容	発表時期
火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げられる可能性は低いと判断しているが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、	必要に応じて定期的または臨時に発表 臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し発表

	「火山の状況に関する解説情報」を適時発表	
噴火速報	登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する情報。噴火が発生した事実を速やかに知らせるため、火山名と噴火した日時のみを記載	噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（噴火の規模が確認できない場合は発表する） このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報（発生時刻・噴煙高度等）を噴火後直ちに知らせる情報。噴火が発生した後、おおむね30分以上継続している場合には、「連続噴火継続」、連続噴火が停止し、おおむね30分以上の発生がない場合には「連続噴火停止」として知らせる	噴火が発生した場合に直ちに発表
火山活動解説資料	写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料	毎月または必要に応じて臨時に発表
火山現象に関する海上警報	噴火の影響が海上や沿岸に及ぶおそれがある場合に発表 経度・緯度を指定して、付近を航行する船舶に対して警戒を呼びかける	噴火の影響が海上や沿岸に及ぶおそれがある場合に発表
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの	毎月上旬に発表

イ 噴火警報等通報及び伝達体制

噴火警報等の通報及び伝達系統は下記「噴火警報等の伝達系統図」のとおり。

[噴火警報等の伝達系統図]



(注意) 二重枠で囲まれてる機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。

(注意) 太線は、「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表された際に、活火山対策特別措置法第12条によって、通報もしくは要請等が義務付けられている伝達経路。

(注意) 二重線は、上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報（臨時）」の通報もしくは要請等及び特別警報に位置付けられている噴火警報（居住地域）について、気象業務法第15条の2による通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

3 地震活動の見通しに関する情報

伊豆東部火山群では、これまでに度々、活発な地震活動が発生し、時折、被害が発生している。これは地下のマグマ活動に伴うもので、その際にはマグマの量に応じた地殻変動が観測される。

地殻変動が観測され、活発な地震活動が予測される場合には、気象庁より、「地震活動の見通しに関する情報」（以下「見通し情報」という。）が発表される。市では、見通し情報を受けた場合は、その後の体制整備や対策の準備を図るものとする。また、必要に応じて関係機関・団体等に伝達するとともに広報等を行う。

4 観測監視体制

- (1) 国・県及び各研究機関に対し、観測機器の拡充、観測体制の強化及び的確な情報の早期伝達態勢の確立を要請する。
- (2) 市は、国・県及び各研究機関に対し、必要に応じて観測・監視した情報について提供・伝達するよう要請する。

(3) 市は、異常現象の早期発見に努めるため、監視カメラの設置をするなど、活動初期の震度計に観測されない地震等の情報を国・県等に提供・伝達するよう努める。

5 体制整備

市は、協議会等と共同して火山噴火による被害等に備え、あらかじめ体制整備を図るとともに拠点場所等についても定めておくよう努める。

また、伊豆半島全域の自治体が伊豆半島をジオパーク認定に向け「伊豆半島ジオパーク推進協議会」（以下「ジオパーク協議会」という。）を設立することから、ジオパーク協議会や関係者等と連携を密にした体制整備を図る。

6 火山全般や火山に関する防災情報に対する知識の普及

- (1) 防災講習会、研修会等を通じ、火山に関する正しい知識の普及を図る。
- (2) 火山に関するパンフレット等の配付、ビデオ、DVD等の貸出及びテレビ、新聞等のマスメディアを通じて、火山に関する知識の提供に努める。
- (3) 噴火警戒レベルや見通し情報等の正しい知識の周知及び普及を図る。
- (4) 火山全般等について、ジオパーク協議会や関係者等と連携して知識の普及を図る。

7 防災訓練の実施

協議会等は、火山噴火による災害に対し、迅速かつ的確な防災対策を体得するため、噴火を想定した防災訓練を実施する。また、訓練等を通じ計画等の修正を図るものとする。訓練の実施にあたっては、要配慮者等に配慮した訓練を実施する。

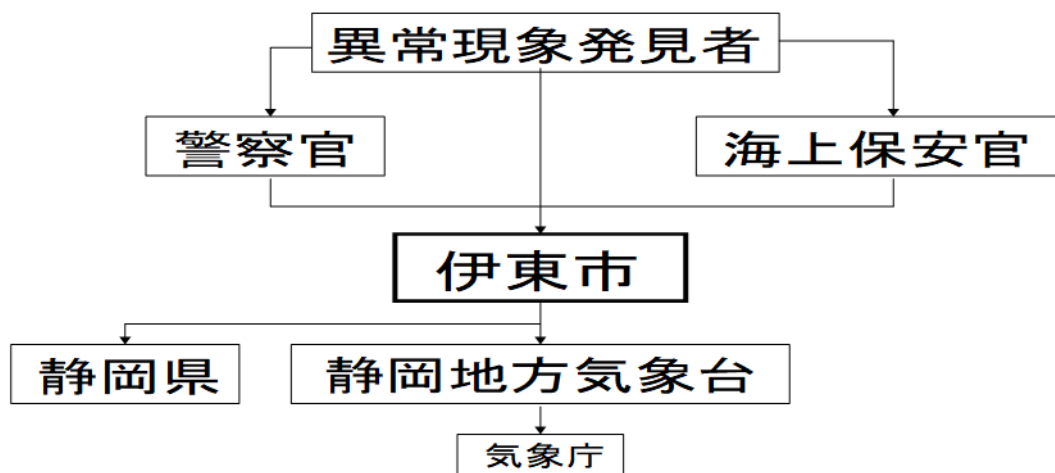
- (1) 避難指示等を想定した防災訓練の実施
- (2) 突発的な噴火を想定した防災訓練の実施
- (3) 凶上による防災訓練の実施
- (4) 国・県等と連携した防災訓練の実施

8 異常現象発見の通報

地割れ、臭気等火山活動に関すると思われる異常（以下、「異常現象」という。）を発見した場合の連絡体制は「異常現象を発見した場合の情報伝達系統図」のとおりとする。

また、広く市民等に異常現象について、市等へ情報提供するよう呼びかけ、日常生活の中で気象や自然現象等に関心を持つよう促すことにより、異常現象をいち早く察知し、早期発見ができる体制づくりに努める。

[異常現象を発見した場合の情報伝達系統図]



9 その他

前項に記載のない事項等については、必要に応じて伊東市地域防災計画（共通対策編及び地震対策編）等により実施する。

第3節 伊豆東部火山群災害対策計画

1 主旨

常時観測火山に指定されている伊豆東部火山群の火山現象及び火山性地震により災害が発生、又は発生する恐れがある場合、火山現象に関する情報の収集及び伝達、警戒監視、避難指示、その他応急対策に必要な事項を措置することを目的とする。

また、伊豆東部火山群に関する噴火警戒レベルが導入され、噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲（別図：「噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲（全体図）」のとおり）等が示されている。

気象庁等より発表される情報等に基づき噴火警戒範囲を決定するが、火山現象は、発生の過程、位置、規模、態様等を具体的に想定することが困難であり、突発噴火活動が始まる可能性もあり得るため、状況により、火山現象の推移に応じ弾力的に運用するものとする。

2 災害対策本部等

噴火警戒範囲によっては、災害対策本部の設置場所となる市役所庁舎等が使用できなくなる恐れがあるため、あらかじめ噴火の影響のない地域の施設を代替場所として指定するよう努めるとともに、国・県等の現地本部（連絡室等も含む）の開設場所のほか同報無線やメール配信等による情報伝達機器類もあわせて整備するよう努める。

なお、編成等については、共通対策編 第3章災害応急対策計画 第2節「組織計画」に定めるところによるものとする。

3 観測、監視体制の確立と要請

噴火の前兆現象として、群発地震、地殻の隆起や伸び、地下水の変化、火山性微動等の現象が起きる。これらを事前に察知し防災対策に万全を期するため、監視カメラの設置をするなど、観測、監視体制を強化し、被害を最小限にとどめる。

(1) 火山噴火予知に対する協力

国・県及び各研究機関に対し、観測機器の充実、観測体制の強化及び的確な情報の早期伝達を要請するとともに、その実現について積極的に協力する。

(2) 異常現象の監視

広く市民等に異常現象について、市等へ情報提供するよう呼びかけ、異常現象をいち早く察知し、異常現象の早期発見ができるよう努める。

4 情報収集及び伝達

(1) 噴火警戒範囲を重点に、同報無線、電子メール、広報車等により迅速かつ的確に、広報活動を実施する。状況により報道機関等に対して広報等の協力を要請する。

また、災害対策本部及び合同対策本部が代替施設に設置された場合に備え、速やかに情報伝達機器類を移設するため、あらかじめ臨時の制御機器等を整備等するよう努める。

(2) 国、県、自主防災組織、防災関係機関及び報道機関と積極的に情報交換を行うとともに、テレビ放送、ラジオ放送等を活用した情報収集に努める。

5 警戒及び避難対策等

警戒及び避難対策等を実施する地域については、別図：「噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲（全体図）」を基に対象地域を決定するものとする。なお、交通規制（以下、「規制」という）等については、警察等と協議し状況により決定するものとする。

(1) 警戒対策

前兆現象の状況や気象庁が発表する噴火警報や見通し情報等の情報等により、被害の未然防止、又は被害の拡大防止をするため、必要な事前措置を講ずる。

また、噴火による危険性が生じた場合、迅速かつ的確に対応するには、国・県、交通機関及び近隣市町等の連携及び協力が必要不可欠のため、平常時から各機関等と連携を密にするよう努める。

(2) 避難対策

噴火の危険性が高まり住民等の避難が必要となったときは、資料編の「伊豆東部火

山群の伊東市避難計画」により、迅速かつ的確に避難させるものとする。ただし、避難にあたっては、時間的な制約があることから、噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲（その時の活動により設定されるが、概ね火口が出現する範囲の陸域については周囲3.5km、海域については周囲3.0km）外に出ることを最優先に避難誘導等を行う。市民等を段階的に安全な場所へ避難させるなど必ずしも計画にとられることなく柔軟に実施しあわせて、避難行動要支援者等に配慮した対応を講じるものとする。

ア 避難指示

市長は、住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときなどの場合は共通対策編 第3章災害応急対策計画 第7節「避難救出計画」により避難指示を行う。

噴火警報(噴火警戒レベル)及び火山活動の状況に応じ、以下のとおり避難対応を行うこととする。

(噴火警戒レベルに応じた対応表)

噴火警戒レベル 及び 火山活動の状況	市長の避難対応		
	住民に対して (避難行動要支援者)		一時滞在者に対して (観光客等)
「レベル1(活火山であることに留意)」で、「地震活動の見通しに関する情報」が発表されたとき	(レベル4(高齢者等避難)の発表後、直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)	高齢者等避難の呼び掛けを実施する。(福祉避難所の開設を準備する。) (レベル4(高齢者等避難)の発表後、直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)	(レベル4(高齢者等避難)の発表後、直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)
「レベル4(高齢者等避難)」が発表されたとき	高齢者等避難を発表する。(避難所を開設する。)	避難行動要支援者の避難を行う。	避難対象地域への対入禁止及び立入自粛の呼び掛けを実施する。
「レベル5(避難)」が発表されたとき	避難指示を行う。 (避難対象地域への立入を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。)		
「レベル5(避難)」が発表された後に噴火し、「レベル4(高齢者等避難)」又は「レベル5(避難)」が発表されたとき	避難指示を継続する。		
「レベル4(高齢者等避難)」又は「レベル5(避難)」が発表されずに噴火し、「レベル4(高齢者等避難)」又は「レベル5(避難)」が発表されたとき	避難指示を行う。 (避難対象地域への立入を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。) ※自ら噴火を確認した者は、避難指示を待たず、直ちに避難する		
溶岩流が発生し、「レベル4(高齢者等避難)」又は「レベル5(避難)」が発表されたとき	避難指示を行う。		
降灰が発生し、「レベル4(高齢者等避難)」又は「レベル5(避難)」が発表されたとき	降灰が予想される地域に対して、降灰時における注意の呼び掛けを実施する。		
	大量の降灰(概ね30cm/日)が予想される地域に対して、避難指示を行う。		
「レベル3(入山規制)」又は「レベル2(火口周辺規制)」に切り替えられたとき	立入規制地域への立入禁止及び立入自粛の呼び掛けを実施する。		

(3) 規制等対策

気象庁等が発表する情報等により規制等を実施する場合、あらかじめ想定される噴火の影響が及ぶ範囲により警察等と協議し、警察、消防機関及び施設管理者等の協力を得て規制等を実施する。その際、特に必要があると認める場合、市長は、災害対策基本法第63条第1項に基づき警戒区域を設定し、当該区域へ立ち入り制限や禁止を行うものとする。

また、市、警察、消防機関、施設関係者等は、規制等を実施する場合、規制等区域内に地域住民及び来遊客等が立ち入らない等の誘導を行うとともに、規制等区域内に地域住民及び観光客等が取り残されていないか等を確認する。なお、迅速かつ的確に規制等や誘導等を実施するため、あらかじめ計画等を作成するよう努める。

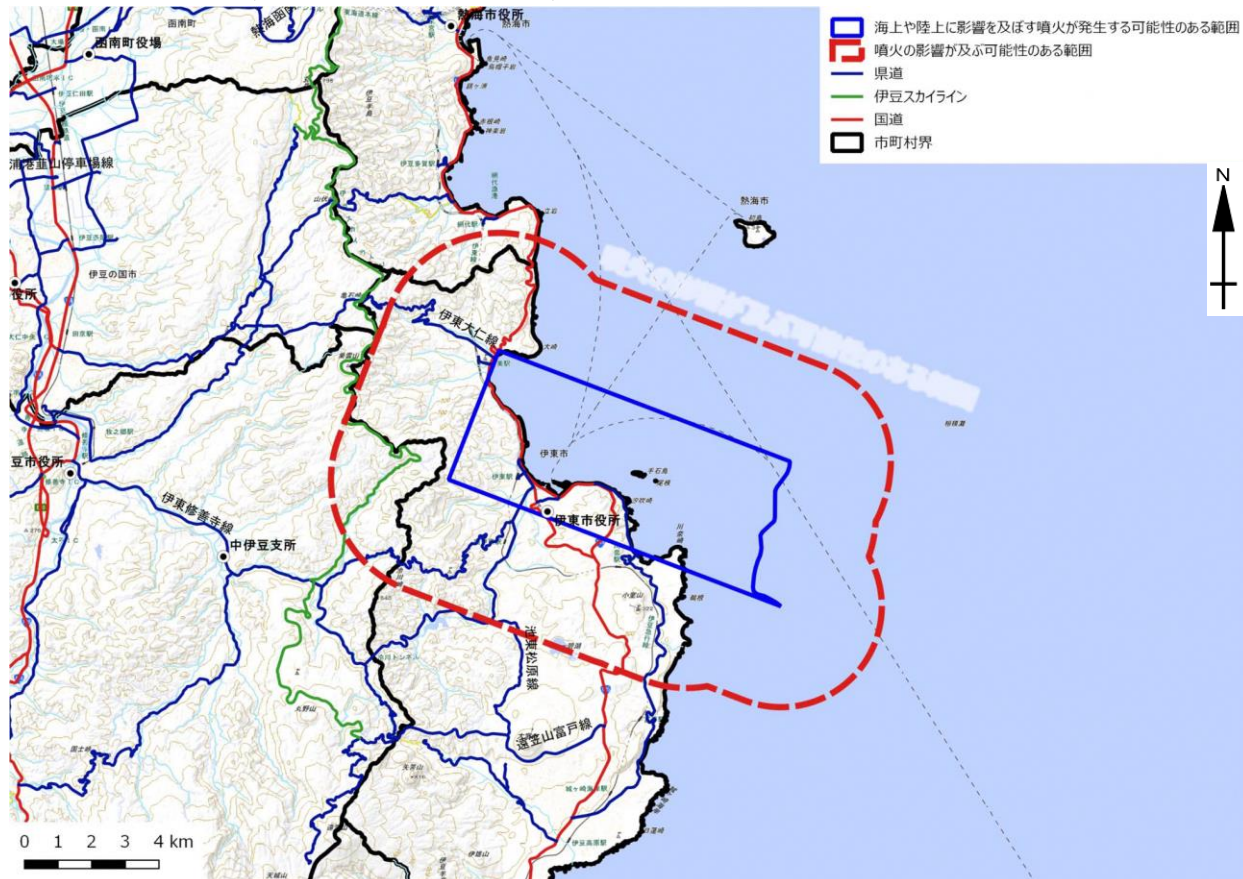
6 その他

各対策を実施するにあたり、必要に応じ警戒区域外等に施設等を整備する。

なお、本編に記載のない事項等については、必要に応じて伊東市地域防災計画（共通対策編及び地震対策編）等により実施する。

また、計画策定や対策実施にあたっては、協議会等と連携して行うとともに、火山対策等は、ジオパーク事業と関連していることから、ジオパーク関係者等との連携をとりながら対応していくよう努める。

(別図) 噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲 (全体図)



—— 噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲

—— 海上や陸上に影響を及ぼす噴火が発生する可能性のある範囲

※ 噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲は、海上や陸上に影響を及ぼす噴火が発生する可能性のある範囲の周囲から、陸域については3.5 km、海域については3.0 kmとなる。

なお、水深500 m以下の場所では水圧により爆発的な噴火の発生はないと考えられているため、海上や陸上への影響はないものとする。